

# 公 募 公 告

令和 8 年度 国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館におけるマッサージ業務契約を締結する者を公募いたしますので、希望する者は応募資格確認書類を提出願います。

令和 8 年 2 月 24 日

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館  
契約担当者 総支配人 倉科一郎

## 記

- 1 件 名 マッサージ業務委託契約
- 2 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 募集内容 マッサージ（全身・足裏・指圧）、アロマセラピー（アロマトリートメント）を施術できる者
- 4 応募資格 次に掲げる資格を満たしている者であること。
  - ①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
  - ②申込日から起算して 3 か年以内に経営状況又は信用度が極度に悪化していない若しくは不正行為を行っていないと認められる等、適正な解約履行が確保される者であること。
  - ③施術者はあんま・マッサージ指圧師の免許を持った者、もしくは応募者の認める研修等を修了した者であること。
  - ④マッサージ仕様書を履行できる者であること。
- 5 応募方法
  - (1) 提出書類 令和 8 年 2 月 24 日から 3 月 11 日まで総務課にて配付。  
又は下記様式をダウンロードして提出も可。
  - (2) 提出する書類
    - ①【当会指定様式】応募申込書
    - ②【当会指定様式】秘密保持誓約書
    - ③【当会指定様式】誓約書
    - ④【当会指定様式】請書 ※後日提出（書類審査後、当方から提出依頼有り。）
    - ⑤ 見積書 ※販売価格、施術時間、手数料を記入したもの
    - ⑥ 施術者の免許、認定書、修了証等の写し
  - (3) 提出方法 封書の表に「提出書類在中」と記入のうえ、書留郵便（必着）  
または持参にて提出願います。  
《提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）17：00 必着》
- 6 提出先 熊本共済会館 総務課 電話 096-355-7932
- 7 契約者 原則として、仕様書にある手数料率を下回らない者であれば契約締結する。ただし、提出した書類に不備等があった応募者は当方から通知のうえ応募を取りやめて頂くことがあります。また、応募者が多数となった場合には、別途、調整する場合があります。
- 8 その他 本契約に係る留意事項は次のとおり
  - ① 当会館との契約が新規の場合には、契約に必要な資料等の提出及び説明等を求めることがある。
  - ② 当会館がふさわしくないと判断した応募者については、契約を結ばないものとする。

令和 年 月 日

## 応募申込書

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館 御中

令和8年度 国家公務員共済組合連合会熊本共済会館におけるマッサージ業務にかかる公募公告に基づき、応募します。

所在地 :

法人の名称(商号) :

⑨

代表者名 :

<担当者の連絡先等>

所属・役職	
氏名	
携帯電話	
勤務先電話	
E-mailアドレス	

**提出期限(令和8年3月16日まで)**

# 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館の秘密事項に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- （1）公知の情報
- （2）甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- （3）開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を執ってもかまいません。

（情報の返還）

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、または甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

乙 法人住所

法人名

代表者名

印

# 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。  
なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会熊本共済会館 殿

所在地 \_\_\_\_\_

社名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)



## 請 書

1. 契約の目的 マッサージ業務委託契約
2. 契約金額 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 作業内容 別紙仕様書のとおり
4. 契約期間 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
5. 履行場所 当会館指定場所
6. 完了検査 業務完了時
7. 支払期日 当月業務分を翌月末日まで

上記のことについて、下記要領を承諾の上、お請けいたします。

### (請負要領)

1. 発注者の指示に従い、頭書の金額をもって、契約期間内に完了すること。
2. この請書によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させないこと。
3. 業務の遂行上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
  - (1) 秘密情報が含まれる資料を使用し終了したときは、速やかに当該資料を返却する。
  - (2) この契約による成果の承認を得ないで第三者に発表又は公開しないこと。
4. 前3項に違反したときは、解除又は損害賠償の責を受けても異議がないこと。
5. 本契約の期間満了又は解約の後も、第3項の規定が適用される。
6. 業務について貴会の指定する監督職員による監督を受けるときは、監督職員の指示に従うこと。
7. 滅失毀損したとき若しくは盗難、機密漏洩等があったときは、遅滞なくその旨を報告すること。
8. 業務が終了したときは、発注者の指定する職員に受注者の社印を押印した業務完了報告書又はこれに類する書類を提出すること。
9. 業務は、発注者の指定する検査職員による検査に合格したときをもって完了すること。
10. この請書に基づいてなす業務上の行為により生じた損害は、受注者が負担すること。
11. 頭書の契約期間内に業務を完了しないときは、延滞金として当該契約期間末日の翌日から業務の完了した日までの日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合を乗じて計算した額(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を発注者に支払うこと。ただし、天災によるほか受注者の責に帰することができないと発注者が認めたときは、この限りでない。
12. 受注者は業務を完了したときは、翌月末日までに支払うものとする。
13. 次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができること。

この場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に納付すること。

  - (1) 受注者が指定された契約期間内に契約の履行ができないとき、又は履行する見込みがないとき。
  - (2) この請書の各項に定めた義務を怠り、又は違反したとき。
  - (3) 受注者又は受注者の役員等が、契約における排除対象者として法律で定めた「暴力団等」に該当することが判明したとき。
15. 業務の完了後において契約不適合があったときは、受注者がその責任を負うこと。

16. この請書に定めのない事項又は内容に疑義を生じたときは、双方協議して定めること。
17. 紛争が生じた場合には、両者の協議により選出した第三者に解決のあっせんを求め、解決のために要する一切の費用は、平等に負担する。
18. 前項に関わらず、裁判上の紛争が生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

令和8年4月1日

発注者 国家公務員共済組合連合会  
契約担当者 総支配人 倉科 一郎 殿

受注者 住所  
氏名

## マッサージ仕様書

契約履行場所	KKRホテル熊本 客室		
募集内容	・マッサージ（あんま・全身・足裏・指圧） ・アロマセラピー（アロマトリートメント等）		
施術者	あんま・マッサージ指圧師の免許を持っている者、もしくは応募者の認める研修等を修了した者		
施術時間と料金	一回	40分	4,000円以上
		60分	6,000円以上
		80分	8,000円以上
		90分	9,000円以上
		100分	10,000円以上
		110分	11,000円以上
		120分	12,000円以上
		延長	協議

※上記は、販売価格の目安であり、当館の設定する手数料をクリアしていれば販売価格、または施術時間は変更できるものとする。

営業時間	営業時間は、午後4：00から深夜2：00迄を原則とし、これより長くなる場合は事前にフロントへ説明を行った上変更できるものとする。
------	--